◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47

1　業務概要

⑴　業務名　シュワブ（H23）陸域生物等調査（その２）

⑵　業務内容　本業務は、キャンプ・シュワブにおいて陸域動物調査、陸域生態系調査、地形調査及び地下水調査を行うものである。

⑶　履行期限　平成24年12月25日まで

2　申請の時期

平成23年５月10日から同年５月20日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。なお、平成23年５月20日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（シュワブ（H23）陸域生物等調査（その２））」（以下「申請書」という。）は、平成23年５月10日から〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290－９沖縄防衛局総務部契約課契約審査係　電話098－921－8131（内155）において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書にシュワブ（H23）陸域生物等調査（その２）共同体協定書（下記４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務の「環境等」に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）で「A」の格付の決定を受けた者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として沖縄防衛局に競争参加を希望していること。

ウ　沖縄防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ　競争参加者の資格に関する公示（平成22年10月28日付装備施設本部長公示）４⑵に該当しないものであること。

⑵　業務形態

ア　構成員の分担業務が、業務の内容により、シュワブ（H23）陸域生物等調査（その２）共同体協定書において明らかであること。

イ　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、シュワブ（H23）陸域生物等調査（その２）共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、シュワブ（H23）陸域生物等調査（その２）共同体協定書において明らかであること。

⑷　共同体協定書　共同体協定書が、上記３⑴の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5　競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記４⑴イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記２及び３により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記４⑴イの決定を受けていない構成員が上記４⑴イの決定を受けることが必要である。

また、この場合において、上記４⑴イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに上記４⑴イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6　資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7　資格の有効期限

上記６の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　共同体の名称は、「シュワブ（H23）陸域生物等調査（その２）○○・○○共同体」とする。

⑵　当該業務の受注者を特定する手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（平成23年５月10日付支出負担行為担当官沖縄防衛局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり、調達品目の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成23年５月10日

防衛省陸上幕僚長　火箱　芳文

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　12又は14

⑵　購入物品及び数量

①　複写機（静電式）の借上げ⑭3,334台

②　野外炊具１号（22改）⑫47台

③　グレーダ⑫21台

④　トラッククレーン⑫17台

⑤　除雪車⑫５台

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成23年５月30日17時15分（郵送の場合は必着のこと。）（日本語のみ）

⑵　提出先　〒114―8564 東京都北区十条台１丁目５－70

①②　陸上自衛隊補給統制本部需品部補給計画課器材班　工藤　豊勝　電話03―3908―5121（内線2428）

③④⑤　陸上自衛隊補給統制本部施設部技術第１課仕様書班　上田　一弘　電話03―3908―5121（内線2397）

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成23年５月10日から平成23年５月30日まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ

4　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 12 or 14

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased :

①　Copying Machine, Indirect Elect ⑭×3,334

②　Kitchen Trailer Mounted ⑫×47

③　Grader, Road, Motorized ⑫×21

④　Crane, Basic Unit, Truck Mounted ⑫×17

⑤　Snow Removal Unit, Self Propell ⑫×5

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17　15 : 30　May　2011 (Japanese Only)

⑷　Contact point for the notice :

①②　Toyokatu Kudoh, Equipment Section Supply Planning Division Quartermaster Department

③④⑤　Kazuhiro Ueda, 1 st Technical Division Engineer Department

Ground Materiel Control Command, Ground Self Defense Force, 1―5―70 Jujodai Kitaku, Tokyo 114―8564 Japan TEL 03―3908―5121 (EX ①② 2428, ③④⑤ 2397)

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成23年５月10日

独立行政法人労働者健康福祉機構

契約担当役理事　大橋　哲郎

◎調達機関番号　590　◎所在地番号　14

○第７号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　購入物品及び数量

①　コンピュータX線断層撮影装置　１式

②　ガンマカメラシステム　１式

③　血管撮影装置　３式

④　X線テレビ装置（間接変換型）４式

⑤　X線テレビ装置　１式

⑥　乳房X線撮影装置　１式

⑦　一般（ＦＰＤ）撮影装置　２式